

# 三重縣公報

第六千六百七十号

昭和二十六年三月十九日

月 日

## 廳中事項

### ◎辭任命令

昭和二十五年十二月二十日

城南地区農業改良委員會委員を委嘱する

星野克次	安藤新造	山下良一	竹尾茂吉	中久木正一	佐藤重五郎	松岡常五郎	山口甚十郎	服部義一	森義松	伊藤文治
------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	------	-----	------

野代地区農業改良委員會委員を委嘱する

堀田繁一	服部定吉	伊藤與助	西田幸兵	伊藤宗七	蛭川銀次郎	蛭川藤三郎	近藤四郎一	伊藤俊一	溝仲重盛	水谷久四郎	石川甚七	水谷吉右工門	小林甚一	平野伊兵衛
------	------	------	------	------	-------	-------	-------	------	------	-------	------	--------	------	-------

多度地区農業改良委員会委員を委嘱する

- 石川 一郎
- 水谷 政八
- 佐藤 常八
- 奥村 新一
- 金森 幸夫
- 金森 繁雄
- 伊藤 金一
- 伊藤 文一
- 宇佐美 作藏
- 古村 安則
- 平野 銀一
- 大橋 朝生
- 丹羽 武夫
- 市川 勘六
- 和波 和三之
- 日紫喜 浩
- 吉原文 一
- 和波 憲夫

員弁地区農業改良委員会委員を委嘱する

- 太田 才次郎
- 杉山 兵四郎
- 田中 幸藏
- 片山 蕨三郎
- 伊藤 孫一郎
- 佐藤 林雄
- 佐野 正典
- 水谷 孝太郎
- 二井 專三
- 片山 啓太良
- 外川 常一郎
- 伊藤 清太郎
- 小高 新之助
- 清水 正
- 溝口 助之
- 川杉 哲
- 近藤 儀一

阿下喜地区農業改良委員会委員を委嘱する

治田地区農業改良委員会委員を委嘱する

長島地区農業改良委員会委員を委嘱する

石埭地区農業改良委員会委員を委嘱する

- 小林 才一
- 出口 藤夫
- 伊藤 清太郎
- 弓矢 見一
- 源木 源藏
- 伊藤 專松
- 伊藤 作市
- 羽場 政義
- 松宮 清吾
- 伊藤 孝一
- 中村 戰一
- 片岡 寅一
- 一色 義雄
- 野口 繁松
- 杉本 宗衛
- 小川 甚右工門
- 木村 竜一
- 南部 辰雄

神田地区農業改良委員会委員を委嘱する

白瀬地区農業改良委員会委員を委嘱する

- 水谷 泰三
- 伊藤 銀市
- 佐藤 常一
- 水越 幸一
- 伊藤 正太郎
- 鳥山 耕三
- 並河 正規
- 伊藤 清道
- 杉本 沢太郎
- 加藤 栄一
- 嶋田 定重
- 岡 孫太郎
- 小寺 專右工門
- 服部 光良
- 曾根 喜作
- 中島 榮
- 金津 威和夫
- 伊藤 庄左工門

菟野地区農業改良委員会委員を委嘱する

- 伊藤 義武
- 矢田 和幸
- 伊藤 隆一
- 寺田 正保
- 中條 実
- 辻 忠平
- 清水 武夫
- 田中 一男
- 川田 重衛
- 川村 健一
- 海老原 平五郎
- 伊藤 周平
- 羽木 武
- 服部 順一
- 西脇 正春
- 館 賢一
- 浅井 義高
- 棚瀬 義一

縣地区農業改良委員会委員を委嘱する

- 堀内 傳衛
- 堀内 重一
- 加藤 武雄
- 山田 庄一
- 生川 優
- 橋川 守
- 服部 喜平
- 川口 善一
- 田中市 彌
- 桂山 未吉
- 品川 華子
- 早川 九衛
- 松岡 專吉
- 駒田 常一
- 内田 忠秋
- 寺本 正雄
- 片山 利彦
- 小沢 治郎

小山田地区農業改良委員会委員を委嘱する

櫻地区農業改良委員会委員を委嘱する

朝日地区農業改良委員会委員を委嘱する

- 村山 武
- 水越 久一
- 鈴木 久雄
- 栗田 政隆
- 水谷 雄幸
- 後藤 慶生
- 後藤 金三郎
- 矢野 豊
- 天春 文太郎
- 天春 久一
- 石垣 政美
- 谷口 実
- 伊藤 善之助
- 芝田 千代一
- 大橋 清一
- 河内 寛一
- 黒田 勘一郎
- 山本 三一
- 高野 幹夫

八風地区農業改良委員会委員を委嘱する

大矢地区農業改良委員会委員を委嘱する

楠地区農業改良委員会委員を委嘱する

- 藤谷 祐一
- 太田 修
- 小林 仁
- 市川 忠義
- 藤波 延昌
- 下田 たつの
- 大塚 盛茂
- 伊藤 良三
- 伴野 二三男
- 廣田 宗二
- 須藤 清藏
- 高井 しづ
- 味岡 一郎
- 宮田 清
- 宮田 きみへ
- 山内 宗郎
- 前田 一男

龜山地区農業改良委員会委員を委嘱する

石見隆一  
櫻井 銓  
草川 忠義  
篠原 義治  
井崎 能長  
柏原 信雄  
川森 久四郎  
林 実  
村田 三郎  
北川 正雄  
伊藤 政郎  
田中 忠太郎  
片岡 博  
水野 國藏  
早川 薫  
羽田 市松  
富井 太四郎  
加藤 孝郎

深伊沢地区農業改良委員会委員を委嘱する

伊藤 定治郎  
黒田 治助  
上田 與七  
高野 丹治  
櫻井 功  
古田 基一  
堤 茂生  
國分 績  
上田 佐十郎  
上田 寛  
上野 仁  
黒宮 藤次郎  
村井 久男  
若林 正夫  
内保 栄藏  
轟 楠郎  
中谷 一郎  
飯田 茂男

関地区農業改良委員会委員を委嘱する

川崎地区農業改良委員会委員を委嘱する

久居地区農業改良委員会委員を委嘱する

稻垣 進一  
竹井 才太郎  
岸江 憲夫  
上田 利美  
水野 忍  
牛場 愈  
山川 昭夫  
小瀬口 初郎  
増田 常雄  
川合 源八  
山路 好次  
大野 要  
木下 孫一郎  
大畑 八藏  
茂山 貞  
上島 又六  
倉田 勝次郎  
奥田 光三

大三地区農業改良委員会委員を委嘱する

家城地区農業改良委員会委員を委嘱する

川井 義一  
村木 政一  
井面 勝  
前川 実雄  
吉川 宗一  
赤根 勝  
山本 覚  
須田 雄  
天花寺 武  
竜川 又男  
中西 喜代夫  
岡田 三郎  
田辺 耕一  
大川 孫助  
松本 和知  
岡田 知  
稻森 茂  
鏡 敬三

八丁地区農業改良委員会委員を委嘱する

- 小井戸 松藏
- 登 竹 一
- 正井 夏次郎
- 中出 松太郎
- 岸野 忠雄
- 飼島 元一
- 溝口 鷺一
- 日置 廣平
- 平川 伊太郎
- 羽口 璋雄
- 田上 源之助
- 磯田 英一
- 大橋 喜藏
- 辻村 正則
- 野村 齊当
- 廣田 七藏
- 出丸 清松
- 藤井 金三

大井地区農業改良委員会委員を委嘱する

- 奥田 森三
- 竹内 正雪
- 尾崎 洋三
- 藤田 三郎
- 辻村 唯司
- 上出 彌吉
- 飯田 正郎
- 齋藤 槌太郎
- 中川 六平
- 三浦 清太郎
- 稻垣 福松
- 船木 茂雄
- 伊藤 貞雄
- 羽根 圭太郎
- 大戸 政之助
- 宮本 才次郎
- 宮坂 彦太郎
- 森川 藤吉

多氣地区農業改良委員会委員を委嘱する

- 倉田 鹿造
- 荒井 恒一
- 中島 由五郎
- 加藤 佐一
- 小森 爲一郎
- 北出 喜太郎
- 福井 六雄
- 佐波 太郎
- 村井 兼助
- 前田 正信
- 市川 庄次郎
- 田中 平吉
- 青木 正太郎
- 上川 勇三郎
- 水谷 孝夫
- 松本 宇一郎
- 太田 勇
- 福島 梅次郎
- 谷 道夫

中原地区農業改良委員会委員を委嘱する

- 中川 太郎
- 山本 浅尾
- 道明 正郎
- 袖岡 やす五
- 田中 英一
- 中村 治平
- 北川 勘五郎
- 山本 多七
- 金谷 政次郎
- 高山 義夫
- 川村 一雄
- 黒瀬 光藏
- 白熊 治兵衛
- 鈴木 莊三
- 藤谷 茂
- 田中 秀一
- 奥野 秀三郎
- 佐田 藤太郎
- 山添 源次郎

中川地区農業改良委員会委員を委嘱する

鵜地区農業改良委員会委員を委嘱する

- 久村 兵五郎
- 橋本 清一
- 堀米 吉
- 栢木 勝
- 沢 昌夫
- 池田 一夫
- 山路 一生
- 橋路 一郎
- 山路 壽郎
- 松井 鶴夫
- 森田 富藏
- 井上 直吉
- 鈴木 助郎
- 三宅 浅藏
- 大北 規一
- 河合 しん
- 山田 猛男
- 加藤 才也

港地区農業改良委員会委員を委嘱する

- 加藤 忠治
- 大泉 眞三
- 金谷 利生
- 長谷川 庄太郎
- 八重島 高次
- 村田 史郎
- 杉山 梅一
- 岡本 覚郎
- 加藤 一郎
- 前川 久雄
- 野柄 國太郎
- 森島 勤兵衛
- 長野 良雄
- 田中 嘉兵衛
- 潤田 恒藏
- 梶間 清之助
- 中川 貞三
- 福田 武郎

漕代地区農業改良委員会委員を委嘱する

- 板谷 吉之助
- 片谷 彌平
- 竹上 清
- 竹上 あや子
- 近藤 政郎
- 池田 平次郎
- 世古 光夫
- 稻本 伊一
- 安田 由郎
- 鈴木 一三
- 堀口 六太郎
- 角谷 直助
- 山本 源之助
- 高田 重三郎
- 西川 実
- 高瀬 正二
- 野呂 茂雄
- 佐々木 彦郎
- 安木 芳郎

常見地区農業改良委員会委員を委嘱する

- 滝本 源之助
- 光尾 嘉十郎
- 小阪 学
- 大森 與兵衛
- 堀川 源三郎
- 上田 廣吉
- 服部 敏一
- 不殿 仙太郎
- 柏木 伊三郎
- 森内 次郎
- 鳥堂 龜吉
- 辻本 庄助
- 小橋 守藏
- 福山 英雄
- 小林 悅郎
- 西村 善次郎
- 東正 一
- 田中 良一
- 松井 金三郎

茅廣江地区農業改良委員会委員を委嘱する

波瀨地区農業改良委員會委員を委嘱する

松葉 繁  
服部 健一  
浅沼 清一  
高畑 武夫  
鈴木 清一郎  
松本 リウ  
東 重藏  
平井 徳藏  
北出 正三  
植村 茂藏  
中井 明之丞  
山崎 辰次郎  
本田 栄一  
喜多 宗平  
山口 威曾八  
辻 正壽  
高山 軍治

東黒部地区農業改良委員會委員を委嘱する

齋宮地区農業改良委員會委員を委嘱する

吉田 土之助  
坂井 庄之助  
内田 太郎吉  
増森 義一  
岡田 立己  
東谷 良一  
中野 光太郎  
久保田 久郎  
佐田 弁一郎  
浅井 幸三郎  
坂口 幸之助  
森 茂  
中西 且  
岡井 吉衛  
小原 孝太郎  
野田 伊助  
杉山 彦藏  
中西 留吉

佐奈地区農業改良委員會委員を委嘱する

萩原地区農業改良委員會委員を委嘱する

廣田 清之進  
中村 加藏  
地崎 浅次郎  
松原 晋次郎  
堀内 力夫  
吉田 泰三  
小辻 重光  
中村 卯藏  
北村 繁吉  
大西 友一  
浦田 長郎  
小谷 総吾  
中井 斎五郎  
野崎 健一  
中西 喜代松  
北川 藤吉  
中西 善九郎  
中村 政太郎

丹生地区農業改良委員會委員を委嘱する

吉川 ふさゑ  
高山 寛一  
山本 總太郎  
高田 留藏  
深田 敬三  
香川 千章  
西岡 武郎  
山口 久次郎  
河村 つる  
小椋 福藏  
中西 政吉  
尾上 一郎  
野村 政郎  
大西 通夫  
西村 利介  
中村 進  
中谷 宗治  
中谷 大介

田丸地区農業改良委員會委員を委嘱する

三瀬谷地区農業改良委員會委員を委嘱する

小保地区農業改良委員会委員を委嘱する

- 大西安夫
- 大仲政三
- 矢形才助
- 佐々木米雄
- 中西義夫
- 中世古林平
- 中村安三
- 辻元藤吉
- 浜口予吉
- 後藤才次郎
- 戸上久男
- 浅沼儀三郎
- 中山彌吉
- 中村丈夫
- 山中久郎

豊浜地区農業改良委員会委員を委嘱する

- 福井新太郎
- 上井斎松
- 奥田仁右工門
- 山根勝次

内城田地区農業改良委員会委員を委嘱する

紀勢東線地区農業改良委員会委員を委嘱する

- 太田與三五郎
- 高橋幸吉
- 久保田信吉
- 西山吉郎
- 岡村善三
- 岡村楠吉
- 坂本松太郎
- 岡井勇
- 見並重郎
- 喜多愛吉
- 小倉唯一
- 大西茂平
- 奥田友一
- 鈴木彌兵衛
- 小野武雄
- 仲尙一
- 村田政生
- 加藤半七

二見地区農業改良委員会委員を委嘱する

南島地区農業改良委員会委員を委嘱する

- 岡本五一郎
- 林 兼太郎
- 浜口才太郎
- 井村春之助
- 山本祐暉
- 山出栄一
- 東直兵
- 西井角三
- 稻葉英一

阿山第一地区農業改良委員会委員を委嘱する

- 山本正平
- 岡野三千雄
- 島田新太郎
- 山本功助
- 小田菊雄
- 上村源藏

- 河西清一郎
- 豊田治助
- 森田平三郎
- 中西金夫
- 山本保郎
- 松尾正一
- 岡野佐十郎
- 杉本百太郎
- 高島喜一
- 山本兼次郎
- 宮田稔
- 川波弘
- 藤原実
- 杉尾繁雄
- 福島要吉
- 山本弘
- 界外利一
- 岡森孝徳

五ヶ所海地区農業改良委員会委員を委嘱する

- 奥野市郎
- 坂口利吉
- 中野正雄



阿山第二地区農業改良委員会委員を委嘱する

阿山第三地区農業改良委員会委員を委嘱する

- 茶本 寅之助
- 福島 秀彌
- 松永 一吉
- 永岡 安高
- 川森 千代次
- 奥 駒太郎
- 松岡 官一
- 山本 清
- 東出 善一
- 島川 加次郎
- 久保 美芳
- 寺島 喜代郎
- 山本 信藏
- 川口 藤一郎
- 沢 正敏
- 繁田 利
- 竹本 半三郎
- 山口 正之助

名賀第一地区農業改良委員会委員を委嘱する

名賀第二地区農業改良委員会委員を委嘱する

- 川口 小太郎
- 森島 行雄
- 田中 清
- 山森 雄藏
- 永岡 茂之
- 岩森 虎一
- 橋本 百之助
- 東元 良助
- 今奥 始男
- 竹岡 龍男
- 福山 多喜男
- 萱室 久郎
- 廣山 岱之助
- 喜多 熊男
- 前田 進
- 福浜 一貴
- 今中 愷

名賀第三地区農業改良委員会委員を委嘱する

北牟婁郡南部地区農業改良委員会委員を委嘱する

- 浜田 九之輔
- 西浦 喜市
- 浦岡 龜吉
- 月井 政次
- 松田 國次郎
- 村田 重平
- 村田 秋男
- 仲 勝義
- 塩津 武
- 川上 久兵衛
- 岩本 芳雄
- 藪本 篤兵衛
- 津村 晋吉
- 直江 兵太郎
- 手塚 一夫
- 水谷 善一
- 松場 明雄
- 喜田 嘉十郎

北牟婁郡中部地区農業改良委員会委員を委嘱する

北牟婁郡北部地区農業改良委員会委員を委嘱する

- 垣内 善太郎
- 川喜田 栄太郎
- 栗山 宗一郎
- 東 福平
- 東 武一
- 東 隆太郎
- 水谷 富雄
- 上野 峯一
- 奥村 安太郎
- 中村 由之助
- 谷口 城右工門
- 谷川 三郎
- 原田 平
- 森本 節男
- 九鬼 繁一
- 中森 奈良光
- 阿崎 寅治
- 榎本 靖

木本地区農業改良委員会委員を委嘱する

前 吉廣  
 向 井俊治  
 榎 本竹一  
 榎 作又一  
 北 宗五郎  
 福 山清吉  
 榊 田直年  
 三 石光一  
 田 中廣吉  
 浜 口藤太郎  
 大 川精忠  
 平 尾清吾  
 鈴 木丑松  
 高 嶋兄熊  
 谷 口長治  
 門 地頼三  
 杉 谷春三  
 榎 木恒市

阿田和地区農業改良委員会委員を委嘱する

西山地区農業改良委員会委員を委嘱する

桑名地区農業改良委員会委員を委嘱する

正 嶋淳治  
 垣 内庫之助  
 岡 定夫  
 東 于世久  
 上 西武千代  
 岡 崎東  
 榎 本貞信  
 小 林四十彦  
 岡 本富作  
 桃 井義信  
 山 上甚一  
 矢 野三二  
 水 谷勝次  
 水 谷長太  
 後 藤秀男  
 田 中清太郎  
 藤 井七三

四日市地区農業改良委員会委員を委嘱する

藤 井泰治郎  
 石 崎徳一  
 服 田又一郎  
 伊 達実  
 加 藤治郎  
 館 彌太郎  
 辻 彌太郎  
 伊 藤長太夫  
 野 田朝市  
 前 嶋吉藏  
 堀 武一  
 廣 野源松  
 田 中伊三郎  
 打 田雅重  
 伊 東穰  
 伊 藤一之坂  
 内 山章夫  
 岡 本倉市  
 吉 田由松

鈴鹿市地区農業改良委員会委員を委嘱する

津市第一地区農業改良委員会委員を委嘱する

坂 崎熊一  
 渡 辺文衛  
 松 林忠雄  
 前 田岡七  
 中 村喜市  
 山 路由次郎  
 前 原繁太郎  
 片 岡六太郎  
 秋 田匡策  
 坂 倉孫一  
 本 田一雄  
 松 下憲治郎  
 市 川兼吉  
 前 川元吉  
 奥 山徳三郎  
 杉 田與吉  
 眞 弓忠一  
 武 田宗八郎

津市第二地区農業改良委員会委員を委嘱する

中村正一	牛田良藏	坪内博	藤田武夫	別所喜夫	杉井久男	鈴木隆弘	福井勤七	齋藤伸三	谷口貞雄	松井和夫	大川豊三郎	片岡明	前川政男	近田幸己	北川理平	長谷川茂雄	小林善典
------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-----	------	------	------	-------	------

松阪市地区農業改良委員会委員を委嘱する

山田市地区農業改良委員会委員を委嘱する

山添久太	山中芳太郎	大西藤太郎	大橋齋之助	小西善一郎	酒徳喜策	土谷正男	森信雄	山本源吉	中井行生	中西爲太郎	曾野與之松	辻村文四郎	嶋岡喜一	桃井春太郎	村岡利次	福田鹿之助	藤岡定次郎	稻野岩藏
------	-------	-------	-------	-------	------	------	-----	------	------	-------	-------	-------	------	-------	------	-------	-------	------

大長地区農業改良委員会委員を委嘱する

神田地区農業改良委員会委員を委嘱する

縣地区農業改良委員会委員を委嘱する

楠地区農業改良委員会委員を委嘱する

多氣地区農業改良委員会委員を委嘱する

中川地区農業改良委員会委員を委嘱する

小川敏彦	水谷秀義	加藤功	近藤信一	佐藤孫治	城田恒教	加藤誠一	伊藤甲太郎	重盛二三	服部栄門	辻有太郎	伴儀一	野村三郎	田中辰郎
------	------	-----	------	------	------	------	-------	------	------	------	-----	------	------

上野市地区農業改良委員会委員を委嘱する

員弁地区農業改良委員会委員を委嘱する

西森充之	奥出丑太郎	西山題生	上山至郎	木津金兵衛	早淵清子	坂本駒太郎	岡田象一郎	坂口嘉平次	玉岡光夫	松本菊	川口源石	雷崎宣一	若森辰次郎	浜瀬増太郎	池永平嗣	沢久郎	日紫喜徳明
------	-------	------	------	-------	------	-------	-------	-------	------	-----	------	------	-------	-------	------	-----	-------

中原地区農業改良委員会委員を委嘱する

水谷 政助  
角谷 磯藏  
宇野 誠一

清代地区農業改良委員会委員を委嘱する

小野 ちる子  
松井 久子

茅廣江地区農林改良委員会委員を委嘱する

山本 かずゑ  
吉田 まつゑ  
丸谷 嘉四郎

東黒部地区農業改良委員会委員を委嘱する

喜多 鹿藏  
西原 ひで

丹生地区農業改良委員会委員を委嘱する

平野 房子

三瀬谷地区農業改良委員会委員を委嘱する

前納 修二

篠木 未次郎  
森本 金吾

二見地区農業改良委員会委員を委嘱する

内城田地区農業改良委員会委員を委嘱する

廣 辰次郎  
青木 武男  
龜田 長三郎

名賀第二地区農業改良委員会委員を委嘱する

柴田 正次  
山本 哲夫  
曾田 一美

北牟婁郡中部地区農業改良委員会委員を委嘱する

浜田 定一  
直田 村太郎  
岡本 勤

松阪地区農業改良委員会委員を委嘱する

中林 民三  
山本 敬一

上野市地区農業改良委員会委員を委嘱する

森 重助  
田中 利喜松  
垣本 元信

鈴鹿市地区農業改良委員会委員を委嘱する

杉本 林  
寺尾 十次郎  
田中 ゆわ

朝日地区農業改良委員会委員を委嘱する

栗田 善太郎  
柳川 信一  
飯田 哲三

小山田地区農業改良委員会委員を委嘱する

矢田 佐太郎  
辻 定章  
森 幸雄  
伊藤 恭士

南 道生  
廣野 藍石工門  
谷 徳藏  
寺下 長吉  
小寺 治兵衛  
齋藤 彌太郎  
片山 燕三

鳥羽地区農業改良委員会委員を委嘱する

山下 房男  
中村 佐藏  
藤原 金一

加茂地区農業改良委員会委員を委嘱する

西井 徳藏  
押田 薫  
沢原 房一  
奥村 博志  
木下 兵松  
浜田 市次郎  
宮村 勇吉  
野村 藤彌  
野村 藤英  
中村 平一  
世古 徹夫  
高見 楠次郎  
山本 文衛  
岩本 長夫  
前田 孝二

磯部地区農業改良委員会委員を委嘱する

- 世古敏夫
- 堤恒太郎
- 山川兵松
- 大形秋夫
- 大幡ひめを
- 岩田さの
- 山本正一
- 向井良雄
- 西飯甚一郎
- 中村襄作
- 大西政信
- 谷口吉兵衛
- 前田闕男
- 吉田亨
- 大東敦
- 谷口道助
- 眞所太郎
- 神谷善太郎

甲賀地区農業改良委員会委員を委嘱する

- 辻半一
- 橋本兼松
- 浅井剛
- 壺田太郎
- 太田次郎
- 泊吉郎
- 城山吉五郎
- 岡山保生
- 大畑繁三郎
- 池田まさ
- 中村興一郎
- 谷奥一男
- 椿幸松
- 島中一郎
- 中森未松
- 浜野宗太郎
- 中西久吉
- 山下彦二郎

鵜方地区農業改良委員会委員を委嘱する

波切地区農業改良委員会委員を委嘱する

和具地区農業改良委員会委員を委嘱する

- 岩城楠平
- 出口平吉
- 太田源吉
- 山下傳次郎
- 山川省三
- 外山松兵衛
- 剣山養彌
- 森田俊子
- 北井とみ
- 石原あきの
- 戸沢長次
- 古川半三郎
- 辻孫一郎
- 小菅幸助
- 別所清一
- 市川三郎平
- 西尾又兵衛
- 市川新次

天名地区農業改良委員会委員を委嘱する

- 藤井義曉
- 太田駿一
- 草野尙一
- 太田勳
- 片岡七夫
- 川村辰夫
- 金丸誓一
- 別所喜太郎
- 青野安清
- 中野安吉
- 平松安藏
- 中井芳郎
- 伊藤順次郎
- 倉田平一
- 岡源三郎
- 西口喜太郎
- 倉田住二
- 高橋繁雄

上野地区農業改良委員会委員を委嘱する

一身田地区農業改良委員会委員を委嘱する

大里地区農業改良委員会委員を委嘱する

草深嘉藏	後藤明一	後藤朝一	鈴村傳毅	長谷吉藏	青木岩次郎	赤塚利一郎	岡本市松	楠井藤雄	松田秀一	米津正平	前田信太郎	谷口義見	川原田基憲	武川久吉	山尾栄一	池田時雄	村治儀次
------	------	------	------	------	-------	-------	------	------	------	------	-------	------	-------	------	------	------	------

明地区農業改良委員会委員を委嘱する

田中栄一	若林清	森本久男	川本茂	別所正生	眞柄幸太郎	小林義郎	紀平浅太郎	紀平栄三	服部真	渡辺英郎	白山英郎	上村喜太夫	寛木典雄	浅生喜太郎	中林利一	里川久男	中川多吉
------	-----	------	-----	------	-------	------	-------	------	-----	------	------	-------	------	-------	------	------	------

片田地区農業改良委員会委員を委嘱する

草生地区農業改良委員会委員を委嘱する

安濃地区農業改良委員会委員を委嘱する

内田吉男	内田孫吉	岡本武夫	駒田八百藏	松田永行	落合権内	坂口明治郎	杉谷孫太郎	松谷芳太郎	駒田清之丞	落谷源太郎
------	------	------	-------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------

雲林院地区農業改良委員会委員を委嘱する

### 通知照會

◎地第三三五號

昭和二十六年三月十九日

総務部長

各地方事務所長殿

各市町村長殿

火災予防條例試案について(通知)

標題の條例については昭和二十三年十月二十二日地第一三二四号(消防法施行條例)で試案を示したが昨年第七国会において制定された消防法の一部を改正する法律(昭和二十五年五月十七日)および建築基準法(昭和二十五年五月二十四日)の公布、施行並びに建築基準法施行令(昭和二十五年十一月十六日)の公布、施行に伴い火災予防條例試案を制定する必要があるためこのたび別冊の通り火災予防條例試案を作成したから次の事項に御留意のうえこれを参考として條例の制定或いは改正を計り消防行政運営につき遺憾のないようせられたい(別冊は追つて送付する)

なお昭和二十三年十月二十二日地第一、三二四号通知による消防法施行條例試案は廃止するから御承知ありたい。

記

一 (試案) 作成にあつたつての方針

(1) (試案) 各條の規定は、消防法は勿論、建築基準法、同法施行令及び同法に基く都道府縣條例その他の法令に違反しないよう留意の上定められていること。

(2) 建築基準法及び同法施行令中に規定されていない事項及びふれられていない点については、法令上禁止する趣旨の

ものであるか、自由な野放しの状態に置かれていてる趣旨のものであるかについて審議するとともに、極力矛盾をさけるよう留意の上定めらるること。

(3) 主観的且つ、抽象的規定とならないよう具体的且つ、技術的規定であるように努めたこと。

(4) (試案) は、全国市町村条例のモデルとなるべき性質のものであるから、地方的、特殊事情の規定をさけ、通則的規定であるように努めたこと。

二 運営上の注意事項

(1) この(試案)各條の根拠法規は、消防法第四條、第九條第十七條及び第二十二條であり、消防法に根拠を置かない規定は、一般の地方自治立法にその基礎を置いて定められたい。

(2) 建築基準法及び同法施行令において國の事務に属してゐると解せられるものは、地方自治法に基く條例の範囲外であることを注意されたい。

(3) (試案) 第四條各号のうち、第一号、第四号、第六号及び第五條乃至第九條の規定は消防法第九條に、その他の規定は地方自治法にそれぞれ、根拠を置いている。

(4) 消防法第九條及び第十七條に基く條例違反事項について

は、罰則を附し得ないと解されるので此の準則においても罰則を附してはいない。この場合罰則規定がなくても行政処分によつて強制力が留保されている。

(5) 消火設備に関する規定は、比較的複雑であるから充分研究の上、誤りのないように努められたい。

(6) (試案) は、市町村條例を拘束するものではないから、(試案)の規定に従うか否かは自由であるか、技術的事項については極力一致を図られたい。又地方的特殊事情を加味しようとするときは、前各号を特に御留意願いたい。

(7) 消防法第七條の規定の趣旨に鑑み、正常なる建築同意権の行使のため、速やかに條例が制定されるように留意願いたい。

選管第一四二號

昭和二十六年三月十九日

三重縣選管管理委員会委員長

各地方事務所長殿

各市町村選管管理委員会委員長殿

選管関係の行政実例について

次のように選管関係の行政実例を通知するから参考に資せら

れた。

実例

●選挙期日告示後における区域変更に伴う縣議会議員の選挙区選出議員定数について

(昭二六、二、二、全選発第一〇八号、岡山縣選管管理委員会委員長宛 全選事務局長回答)

縣議会議員の一般選挙において選挙期日告示後、某郡において相当多数の町村が市の区域へ編入されるため、その人口に相應するように公職選挙法第十五條第七項の規定により投票日まで議員定数配当條例を改正し新定数に基き選挙を執行することができる。

答 選挙期日告示後においては、議員配当條例を変更することは適當でないから、選挙期日の告示までに境界変更及び配当條例の改正を行うように措置すべきである。

●労働委員の選挙関係事項について

(昭二六、二、二、全選発第一〇九号、岡山縣地方労働委員会委員長宛 全選々拳課長回答)

問一 労働委員が選挙運動して差支えないか。

二 労働委員が縣市議会議員等兼職することは差支えあるまいが立候補の際は労働委員を辞職すべきであるか、どう

か。

(その場合に労働委員を補充任命する問題が労政局関係で明確にされなければならない。)

答一 労働委員が選挙運動を行うことは差支えない。

二 地方公共団体の議会の議員との兼職は差支えないが、立候補は禁止されているから、立候補する際は、委員を退職しなければならぬ。

●公職選挙法の疑義について

(昭二六、二、五、全選発第一〇九号奈良縣選管管理委員会委員長宛 全選事務局長回答)

問 昭和二十三年十月五日執行の縣の教育委員会委員の選挙において任期四年の委員となつた者が今後辞職した場合は、去る十一月十日執行の定例選挙に関係なく繰上補充(法一一五五)すべきであるが如何。

記

〔参考〕

縣の教育委員会委員選挙の結果

氏名	昭和二十三年二月五日執行		昭和二十五年十一月一日執行	
	任期	法定得票數(整理法元)	立候補関係	法定得票數
A	四	有	当	落
B	四	有	落	有
C	四	有	立候補	有
D	二	有	立候補	有
E	二	有	立候補	有
F	二	有	立候補	有
G	二	有	立候補	有
H		有	立候補	有

I Cが辞職した場合を繰上補充しないで順序としてDを繰上補充すべきであらうと思うが如何。

2 前記の場合においてもDは昭和二十五年十一月一日執行の定例選挙において教育委員に当選しているためEを繰上補充することになるがこの場合の手続は如何にすべきか。

3 Eを繰上げた場合において若し家事の都合等により辞退したときはF、次でGの繰上に及ぶべきか。  
然りとせばF及びGは各々前記(参考表)の通り一旦事故済の者につきその繰上げにつき疑問を生ずる。

答一 お見込のとおり。

二 Dを除いて直ちにEを繰上補充すればよい。

三 E辞退の場合は、F、Fに事故があればGを繰上補充すべきである。

◎教育委員選挙に関する疑義について

(昭二六、二、三全選)第一二二号島根縣選(管理委員会委員長宛 全選事務局局長回答)

問一 委員が総辞職した場合公職選挙法第六十六條の規定する如く総選挙を行うべき旨の規定がないので委員欠員による繰上補充該当者があるときはこれを委員に繰上げるべきものかと思ふが如何。

二 右の通りとすれば繰上補充の方法は左記設例の通り処置して差支えないか。

イ 昭和二十三年十月五日に行つた教育選挙において、A B C D E F G Hの八名の候補者があり、選挙の結果A B Cの三名が四年委員、D E Fの三名が二年委員に当選した。

ロ 昭和二十五年十一月十日行つた教育委員選挙には二年委員であつたD、EとI J Kの五名が立候補しD E Iの三名が当選した。

然して落選したJ Kの二名共公職選挙法第九十五條第

一項直書の得票數を得ている。  
ハ 然して現委員たるA B C D E I及び議會選出委員の七名が総辞職した。  
この場合次の通り繰上補充を行い一名の補欠選挙を行

5. 一 昭和二十三年十月五日の選挙で四年委員となつたA B Cの三名の後任には当時二年委員となつたD E Fの三名を繰上補充する。

二 昭和二十五年十一月十日の選挙で当選したD E Iの三名の後任に落選者J Kの二名を繰上補充する。

答一 お見込の通りである。  
二 繰上補充は、次の方法によつて行うべきである。

(イ) 昭和二十三年十月執行の選挙により委員となつたA、B、Cの補充は、順序としD、E、Fを繰上げるべきであるが、この場合においては、D Eは、昭和二十五年十一月執行の選挙によつて委員となり、今回その職を辞したものであるから、法第九十五條第一項但書の規定によつて得票のあるF以下の者を、

(ロ) 昭和二十五年十一月執行の選挙により委員となつたD、E、Iの補充は、J、Kを、法第九十二條の規定に



よつて、それぞれ繰上補充すべきである。

○法定以外の選挙公営実施について

(昭和二十六年二、一六全選発一五三号兵庫縣選管管理委員会委員長宛 全選事務局長回答)

問一 郵道府議及び市町村の議会議員、市町村長、市町村教育

委員会委員の選挙に於て、選挙管理委員会主催の下に選挙公報の発行、立会演説会の開催、及び氏名揭示等の選挙公営を行うことの能否につき、昭和二十五年九月全選第一、

○二一号大阪府宛事務局長回答の次第もありませんが同回答の結論とするところは「地方自治法第一八六條の規定との関係に於て疑義が多く、爲に法律を改正し一特に規定することを要する問題」であるとされておりますが、これについて法律改正がなされない現行法の下における取扱いとしては「地方自治法第一八六條第一項の規定の趣旨により法律又は政令に定めのない選挙公営(例えば啓蒙啓発を目的とする経歴公報の発行、氏名揭示等(條例規則で規定)はでき得ない」との解釈してよいか。

二 仮にそれぞれ選挙管理委員会の定めるところによつて法定外の選挙公営が許されるものとするれば各選挙の執行管理主体によつてその取扱いを異にする結果となり、同種類

の選挙において而も同時期に行われる選挙に於て地方公共団体を異にすることによりその公営の範囲に差があるということは、公正且つ公平なる選挙執行の趣旨に反するといふ誤解を招く虞れがあると思うが如何。

答一 御見込の通り。

二 一により承知された。

○立会演説会における代理演説の疑義について

(全選発第一五二号昭和二六、二、四兵庫縣選管管理委員会委員長宛 全選事務局長回答)

問 公職選挙法第一五四條第二項の規定により許された立会演説会の代理演説につき、知事選挙の立会演説に於て、他の選挙の候補者(例えば市町村長候補者、議員候補者等)が知事候補者の代理として演説することができるか若しできるとすればその代理者が併せて自己が何々の候補者であること、自己紹介演説を行うことができるか、公職選挙法第一六五條の禁止規定との関係もあるが如何。

答 前段お見込の通り。なお、後段については、自己紹介の程度は差一つかえないが、自己のための演説をすることはできない。

○当選者に関する疑義について

(昭和二六、二、一六全選発一五四号群馬縣選管管理委員会委員長宛 全選事務局長回答)

問 管下北群馬郡金島村において、客年七月十八日村長選挙が執行され、無投票をもつて現村長が選挙されましたが、最近に至り村長が立候補当時、立候補禁止の職に在つたまま立候補した事実が判明し、村長が、この儘在職することが出来るかどうか左記問説があつて疑義がある。

一 現在村長は村農地委員会委員、村農産調整委員会委員(公職選挙法施行令第九十條第二項別表該当職)の職に在つたが、立候補当時は全くこれに氣づかず、無投票にて当選し、且つ選挙管理委員会において何等の異議を差しはさまず、当選者と定め、且つ選挙に関する異議申立なくその期間を経過した今日、立候補当時の職は掃拭され、本件村長は引続き有効に在職し得るものと解さる。

二 右のような事実によつて、村長が当選突就職しているが立候補当時無投票者が立候補して、その儘当選者となつたのであるから、たとえ選挙管理委員会が、当選者と決定し、且つ異議申立期間に異議がないとしても、その村長の在職は当然失はれるものと存する。

答 貴見一の通りである。

○公職選挙法第一百七條(決選投票)及び第九十條(再選挙)の規定による選挙の選挙公営等について

(昭和二六、二、二〇全選発第一六一号愛知縣選管管理委員会委員長宛 全選事務局長回答)

問 次の選挙は、ともに独立した選挙と解せられるのであるが選挙公営等について次のように解して差支えないか。

一 法第百十七條の規定による決選投票の場合  
(一) 法第百四十四條第一項のポスターは都道府縣知事については、候補者一人につき三千枚(この用紙代は、都道府縣の負担)市町村長については、それぞれの選挙と同様の枚数が揭示できる。

(二) 法第百四十九條第一項の新聞広告は、一回許される、都道府縣知事については無料である。

(三) 法第百五十條の政見放送第百五十一條の経歴放送はともに行ふ。

(四) 法第百六十四條個人演説会の施設の無料使用が許される。

(五) 法第百七十三條の氏名等の揭示は行ふ。  
(六) 法第百七十六條の交通機関の利用は許される。

(4) 公営立会演説会は行わず、選挙公報は発行しない。又無料葉書及び選挙運動費用制限額は通常の六分の一であることは勿論である。

二 法第九九條及第一百十條の規定による再選挙の場合

選挙の一部無効に因る再選挙場合の公報を発行しないこと及び選挙運動費用制限額の特例を除いては、通常の選挙と変りない。

答 すべてお見込の通りである。

○商工会議所の政治活動について

(昭和二六、二、二二全選発第一七一号) 神戸商工会議所宛 全選事務局局長回答

問一 会員又は会議所議員の立候補者に対し会議所公認又は推薦の字句を使用せしめ得るか、(会議所名の代りに部会名又は会議所有志名では如何)

二 会員又は会議所職員何某が立候補する旨の單なる通知状をイ、全会員、ロ、会員外に対して発送し得るか(会議所名又は部会名若しくは会議所有志にて)

三 会議所報紙上に会員中の立候補者名を掲載する事、これは選挙運動の意味と異り会員の動靜を報じる機關紙の當然行すべきことと思ふが如何

答一 差支えない。但し政治資金規正法第六條の届出を要する。

二 会員、会員外を問はず立候補届出前に立候補する旨の通知状を出すことは、公職選挙法第二百二十九條違反となるからできない。

三 單に立候補した旨の事実報導であれば差支えない。

○選挙権の要件たる住所認定について

(昭和二六、二、二三全選一七四号兵庫縣選挙管理委員会委員長宛 全選事務局局長回答)

問 修学のため、寮寄宿舎又は下宿等に居住している学生、生徒の住所の認定については、昭和二十一年五月二十二日地発二五七号地方局長通牒によつてその寮、寄宿舎又は下宿等の所在地にあるものとされているが、公職選挙法第二七〇條第二項の規定新設の趣旨もあり、右地方局長通牒による取扱いにその後変更なきや。

答 本件については、その後解釈を異にしていない。

○議員定数算定の基礎人口について

(昭和二六、二、二三奈良縣選挙管理委員会委員長宛 全選事務局局長回答)

問 公職選挙法第六十五條第七項の選挙区別議員定数算出の基

礎となる人口は河法施行令第四百四十四條によつて官報に公示された最近の人口によることになつてゐるが本月七日地方財務協会において開催された選挙事務打合せにおいて警察予備隊員は除外するよう指示されたが昭和二十五年國勢調査の結果による官報公示人口には警察予備隊員を含んでありその数は公表されないから如何にすべきか。

答一 当初は予備隊員は市町村人口から除外される予定であつたが変更されたもので、官報告示の人口(警察予備隊員を含む)により処理せられたい。

二 公職選挙法第十五條第七項の選挙区別議員定数算出の基礎となる官報公示の人口には、警察予備隊の隊員も含まれてゐる。

○家事審判法第三條の參與員について

(全選発第一八三号昭和二六、二、二六福岡縣) 選挙管理委員会委員長宛 全選事務局局長回答

問一 家事審判法第三條による參與員は、国家公務員の一設職に属するものと思はれるので公職選挙法施行令第九十條第二項の規定により公職の候補者にはなることができるが人事院規則一四、五「公選による公職に関する規則」第三項の公選による公職を兼ねることはできないものと解する。

二 公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に關する法律(昭和二十五年法律第一号)第三十條の規定により、本縣下某町の農地委員会委員選挙における当選者で同選挙違反により「罰金二千円、二年間執行猶予、衆議院議員選挙法第三十七條第一項の三年間選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用しない」旨の判決言渡しを受けその裁判が確定した者がありますがこの場合

1 五年間選挙権、被選挙権を停止しないと判決は、禁錮以上の刑にあつては執行猶予期間には効力がなく当然停止されるが、罰金刑にあつては右五年間の中には執行猶予期間も含まれてゐるから同期間についても選挙権、被選挙権停止免除の判決は効力を有するものと解する。

2 若し執行猶予期間も免除されないとすれば、(他に次点者で同じく違反により罰金刑に処せられ執行猶予及び選挙権、被選挙権停止免除の判決を受けなかつた者が、おられますのでこの者の場合も同様)右選挙当時において衆議院議員選挙法第三十七條の規定を準用せられていたすべての選挙について公職選挙法施行後の現在においてもなお執行猶予期間(又は五年間)選挙権、被選挙権を有しないものと解し差支えないか。

答一 前段については、お見込の通りであるが、後段については、疑義があり人事院において立法的に解決する意向であるので承知せられたい。

答二 1 お見込の通り。

2 1により承知せられたい。なお被選挙権停止免除の附帯判決を受けなかつた場合においてはお見込の通り。

○選挙管理委員の補充員について

(昭二六、二、二六全選発一八四号山口縣選挙管理委員長宛 全選事務局長回答)

問 選挙管理委員の補充員が退職しようとするときは、何人に対して意思表示すればよいか。

答 選挙管理委員会の規程中に規定すべきであるが、委員長に対して申し出させることが適当である。

問 補充員が現職のまま普通地方公共団体の議会の議員の選挙において立候補の届出をなすも差支ないと解してよいか。

答 お見込の通り。但し、届出後速かに退職するのが適当である。

問 地方自治法第百八十二条第二項の規定によると、補充員がすべてなくなつたとき普通地方公共団体の議会においてこれ

を選挙することになつておるが、なくなつたことを議会はいかにして知るか。

答 委員長から議長あてに通知すべきであるが、その手続等に關しては選挙管理委員会の規程中に規定するように措置されたい。